

議案第八四号

町有財産の処分について

左の通り町有財産を処分するものとする

記

一 処分する建物

建物所在地	使途	構造	造	建坪	延坪	備	考
三朝町本泉三八一	旭診療所	木造	瓦葺二階建	二、七五坪	三三坪		

二 処分する目的

診療所改築財源に充てるため

昭和三十六年十一月二十五日提出

三朝町長

坂出 雅 己

昭和三十六年十一月二十日原案可決

三朝町議会議長

矢田 秀 雄

三朝町議會議長